

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

「福祉関係概算要求」のポイント

～6府省

厚生労働省が公表した「令和3年度『予算概算要求(障害保健福祉部)』」の概要は、全肢連情報 vol.724 に掲載している。今回は、新型コロナウイルス対策にかかる費用を必要項目だけで示す「事項要求」とし、具体的な金額を示していないのが特徴。6府省の福祉関係部局ごとのポイントは下記の通りである。

【厚生労働省 障害保健福祉部】

障害保健福祉部の予算は2兆1,422億円で前年度と同じ。そのうち、障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)は前年度比12億円増の1兆6,359億円。いずれにも、金額を明示しない事項要求分が加わる。

21年4月の障害報酬改定についても増減を明示していない。

省全体の要求額は前年度比34億円増にとどまったが、その約4割にあたる12億円を障害保健福祉部が占めている。

障害児関連では、障害児が保育所に通園する際の環境調整にあたる人材「インクルーシブ推進員」を児童発達支援センターなど7か所に配置する。モデル事業として7,600万円を計上。

福祉型の障害児入所施設で暮らす18歳以上のいわゆる過齢児の行き先探しも待ったなしだ。今年2月の検討会報告は、過齢児の特例を21年3月で終了するべきとした。グループホームなどの移行先不足を解消することが急務だが、概算要求では対応が明確になっていない。

【内閣府】

内閣府は、子ども・子育て支援新制度の実施に3兆1,917億7,100万円を計上。幼児教育・保育の無償化や待機児童解消のための保育所整備、放課後児童クラブの拡充を進める。市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業や地域子育て支援拠点事業なども支援する。

少子化対策には25億600万円を予算化。地方自治体が行う少子化対策事業を支援するほか、男性の育児休暇取得を促進する。

子どもの貧困対策には6億600万円を計上。「地域子供の未来応援交付金」により自治体が行う貧困対策を促進する。男女共同参画社会の形成には22億1,200万円を要求。DV相談支援体制を構築するほか、DV被害者を支援する民間シェルターの取り組みを普及する。

障害者施策には1億5,500万円、高齢社会対策に3,200万円を計上。各種調査や啓発活動を行う。

【文部科学省】

文部科学省は、特別支援教育の充実に 92 億 1,300 万円を要求。福祉タクシーの活用などスクールバスにおける新型コロナウイルス感染症対策を充実する。ICT を活用した遠隔指導の研究や、教科書デジタルデータを活用した音声教材などの普及も進める。

また、就学前から卒業後に至る切れ目のない支援体制を整備する自治体をサポート。発達障害児や難聴児の相談支援も充実する。

いじめ・不登校・虐待対応には 76 億 6,700 万円計上。スクールソーシャルワーカー(SSW) 1 万人を全中学校、スクールカウンセラー 2 万 7,500 人を全公立小中学校に配置。いじめ対策などのために SSW を 4,400 校に重点加配する。

幼児教育の振興には 296 億 1,900 万円を要求。保健・福祉の専門職と連携し多様な課題に対応する幼児教育体制を構築する。

子どもの貧困対策に 27 億 8,900 万円。要保護児童生徒に学用品、給食費などを援助する。

【国土交通省】

国土交通省は、地域公共交通や観光地のバリアフリー化に 382 億円を要求。ノンステップバスや福祉タクシーの導入を支援する。5 月に改正されたバリアフリー法に基づき、公共交通事業者の心のバリアフリー研修を充実する。

鉄道駅は、1 日 2,000 人以上の利用客がある駅を原則バリアフリー化。10 万人以上の利用する駅のホームドアを優先整備する。

住宅政策では、多様な世帯が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化に 1,139 億円を計上。高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保を支援。

地域づくり対策では、小さな拠点を核にした集落生活圏形成に 7,400 万円を計上。少子高齢化が進む中山間地域などに子育て・買い物などの生活サービス機能を集約する取り組みを支援する。

【総務省】

総務省は ICT を活用した医療・介護・健康分野のネットワーク推進に 5 億 9,000 万円を要求。データ利活用の研究を進める。情報バリアフリー化に向けた字幕・解説・手話番組制作推進に 6 億 3,000 万円を計上。

地域活性化対策には 8 億 1,000 万円を要求。自治会や NPO など多様な主体が連携して地域課題を解決する地域運営組織づくりを進める。デジタル技術を活用して地域コミュニティ機能維持を図る自治体も支援する。

過疎対策には 11 億 6,000 万円を計上。定住促進団地などを造成して地方への人の流れを創出・拡大する。

マイナンバー制度促進には 1,541 億円を要求。来年 3 月に始まる健康保険証としての利活用に向け、カード交付体制を支援する。

【法務省】

法務省は、刑務所出所者などの再犯防止対策に 144 億 5,800 万円を要求。22 年までに再入所者を 2 割以上減少させることを目標に、高齢者や障害者の仕事・住居の確保、福祉サービスの利用支援に力を入れる。

権利擁護活動には、41 億 4,800 万円を計上した。いじめや虐待から子どもを守る活動、インターネット上の人権問題対策を強化する。

障害児入所施設「過齢児」問題について

～厚生労働省

厚生労働省は10月19日に、障害児入所施設で暮らす18歳以上の「過齢児」について、2021年3月末までとしていた「サービス費支給の経過措置（特例）」を少なくとも1年間延長する方針を明らかにした。今年7月末時点で移行先が決まっていない人が446人にのぼることを報告。期限通りの特例廃止は困難と判断し、施設からの移行調整をめぐる新しい枠組み作りへ乗り出した。21年夏には結論を出す予定だが、先行きは不透明だ。

同日の社会保障審議会障害者部会で明らかにしたもので、延長しないよう求めていた委員は「たいへん残念だがやむを得ない」と容認しつつ、40代以上の高齢層の生活を念頭に「1年延びることで問題が深刻化する恐れがある」と懸念を示した。

厚労省は12月、移行調整の新しい枠組みを作るため、都道府県職員ら実務者による協議を始める。特例の延長については、21年2月をめどに関係する省令や告示を改正する。延長の期限はとりあえず22年3月末とし、最終的な期限は実務者協議の結論を得たうえで決めるといふ。委員からは「このままズルズルと延ばしてほしくない」と念を押す声も上がった。

知的障害児や盲児、ろう児らが暮らす「福祉型障害児入所施設」（全国260カ所）では、18歳を超えると自宅に戻ったり、成人の入所施設やグループホーム（GH）で暮らしたりするのが基本。就労など年齢相応の日中の過ごし方を担保すべきという考えからだ。

しかし、特に都市部では受け皿が不足していることなどから、福祉型施設の過齢児に経過的なサービス費を支給する特例の延長が重ねられてきた。全国の過齢児の数は19年3月時点で1,500人にのぼっていた。

今年2月、厚労省の検討会がこの特例を再び延長しないよう提言したことを踏まえ、各地で移行調整が進んだが、7月末時点で移行先が決まっていない人は446人にのぼる。施設所在地別でみると、その数が最も多いのは大阪市。上位10自治体には関東の1都4県が入った。

移行先未定の「過齢児」の多い自治体 (施設所在地別)	
大阪市	60人
福島県	56人
茨城県	35人
東京都	33人
鹿児島県	32人
埼玉県	24人
千葉県	22人
神奈川県※	21人
岩手県	19人
徳島県	13人
神戸市	13人

※横浜市10人、川崎市1人は別
出典：第101回社会保障審議会
障害者部会「資料1」

障害児入所施設の職員配置4対1へ

～厚生労働省

厚生労働省は10月12日に開催した「第17回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で障害児入所施設のうち主に知的障害児が入所する施設の人員配置基準を引き上げ、施設が受けとる基本報酬も上げる考えを明らかにした。入所児4人に対し職員1人の「4対1」にする。

親からの虐待などを理由に行政の措置で入所する人が全体の7割を占め、きめ細かくケアする必要があると判断した。年内に大まかな方針を固め、21年4月に報酬改定となる見込みだ。人員配置基準の見直しは1976年に現在の「4・3対1」になって以来、およそ半世紀ぶり。

児童養護施設で障害児の入所が増えたことに伴い、人員配置基準を引き上げたことに合わせる。今年2月に厚労省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」が提言していた。

主に知的障害児が入所する施設は全国で235カ所ある。7,621人の定員に対して入所しているのは5,100人が児童、1,458人が18歳以上のいわゆる「過齢児」だ。

実際に配置されている職員数は、施設側の努力により、現在の基準「4・3 対 1」を上回る「2・5 対 1」または「2 対 1」とする施設が全体の約半数を占める。今回、基準が「4 対 1」になって基本報酬が上がれば、施設の収入が増えて職員の待遇が改善することが期待できるが、職員数を増やせるかは不明だ。

これとは別に、入所児が地域に移る際の調整役となるソーシャルワーカーの専任配置を報酬で評価する。重症心身障害児施設を含む「医療型」と呼ばれる障害児施設と共通の見直し事項とする。18 歳以上の方は本来、成人の入所施設やグループホームなどに移ることが基本。しかし、特に都市部では受け皿が不足しているため、引き続き障害児施設で暮らすことが特例で認められている。その特例も 21 年 3 月末で期限を迎えることから、移行先との調整にあたるソーシャルワーカーの配置を望む声が上がっていた。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

「雇用と福祉」合同で検討

～厚生労働省

厚生労働省は、障害者の就労をめぐり雇用と福祉施策を合同で議論する検討部会を 11 月にも立ち上げる考えを明らかにした。障害者の就労能力や仕事の適正を評価する仕組みをつくる方針。一人ひとりの就労支援計画もハローワークや障害福祉サービス事業所で共有できるようにする。雇用と福祉施策で重複する機能を持つものは、再編の対象とする。障害福祉サービスの中で大きなウエートを占める就労継続支援 A 型事業、同 B 型事業もそれぞれの果たすべき役割を見直す。

2019 年 7 月に省内幹部をメンバーとして発足した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」が今年 9 月 29 日に中間報告をまとめ、こうした論点を盛り込んだ。

中間報告は 10 月 16 日の労働政策審議会障害者雇用分科会、19 日の社会保障審議会障害者部会でそれぞれ説明された。

雇用施策を所管する職業安定局は旧労働省、福祉施策を所管する障害保健福祉部は旧厚生省の部署。01 年の省庁再編後もそれぞれ労政審、社保審を持ち、政策立案を別々に行ってきた。合同検討部会は労使や障害者団体、有識者で構成する。両審議会の委員のうち数人が入る見込み。その発足後もそれぞれの審議会は存続し、合同検討部会と相互に情報を共有しながら進める。合同検討部会立ち上げの契機は、18 年夏に発覚した障害者雇用をめぐる中央省庁の水増し問題だ。再発防止に向けて 19 年 6 月に成立した改正障害者雇用促進法の国会審議で、雇用と福祉施策の一体的展開を求める付帯決議がついた。

支援活動の事例集を更新「感染予防に活用」を

～厚生労働省

厚生労働省は 10 月 7 日、ホームページに掲載している新型コロナウイルス感染症に配慮したつながり支援等の事例集を更新した。42 件が追加され、全国から寄せられた 89 件が公開されている。高齢者世帯の見守りや子ども食堂、フードパントリーなど、さまざまな取り組みについて、具体的な活動内容や効果、経費などが参照できる。

事例集のほか、留意事項や民間団体が作成しているハンドブックなど、参考資料もまとめており、感染防止に配慮した取り組みを呼び掛けている。

マンホールトイレ整備普及促進へ「市町村」に初通知 ～国交省・内閣府

災害時に下水道のマンホールのふたを外して簡易トイレを置き、テントで覆って使用する「マンホールトイレ」。排せつ物が下水道に直接流れて衛生的なほか、地面と段差なく設置でき、車いす利用者らのバリアフリー対策としても有効だ。しかし、避難所で使用するには下水道管を延伸しなければならず、全国的な普及に至っていない。国土交通省と内閣府は、市町村に整備を検討するよう求める通知を初めて出し、てこ入れに乗り出した。

車いすの障害者が、介護者のサポートを受けながらトイレを使う際には十分なスペースが必要。マンホールトイレは、大きいテントを用いれば広いスペースを確保できるため、こうしたケースにも適している。仮設トイレと違い、バキューム車の調達が不要なメリットもある。

だが、2018年度末時点で整備済みの市町村は3割ほどで、総数も約3万2,500基にとどまる。九州地方などを襲った今年の7月豪雨で使用されたのも、熊本県人吉市の避難所1カ所で2基のみだった。

中小規模の市町村の下水道事業は、汚水処理や洪水対策などが優先され、マンホールトイレまで手が回らない事情もあるという。マンホールトイレの先進自治体とされる宮城県東松島市の下水道担当者は「下水道部門だけで自発的にやるのは難しい」と指摘する。

両府省も下水道部門と防災部門の協力が重要と考え、23日に出した通知では、両部門が連携してマンホールトイレの整備を検討するよう市町村に要請。設置方法や先進事例を示したガイドラインや、下水道管の避難所までの延伸など整備費を支援する交付金の活用を促し、普及につなげる考えだ。

「重度障害者受入れ施設整備」補助金変更を要望 ～関東地方知事会議

東京や埼玉など1都9県の知事で構成する関東地方知事会議が21日に、テレビ会議方式で開催され、埼玉県知事が提案した、重度障害者を受け入れるグループホームの整備に関する国庫補助金について補助基準額の上限を引き上げることなどを、国に要望することで合意した。

障害者入所施設の入所者について国が自宅やグループホームなど地域の中での生活への移行を推進するなか、重度障害者に対応したグループホームの整備を積極的に進めることの重要性を強調している。埼玉県内では、令和元年度末に令和3年度末までとされていた目標を上回る5,769人分を整備し増加傾向にある。しかし、整備に係る国庫補助金について現在は、補助基準上限額が低く上限を超える建設費は、事業者が負担している。

会議では補助基準額の上限引き上げと重度の障害者に対応するためスロープの設置などの設備費を補助対象に加えることや、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を速やかに行うことを要望する提案などが合意された。

また、会議全体として、コロナ禍における秋・冬の観光を安心して楽しんでもらおうと旅行者や事業者に感染防止対策の協力などをお願いする共同メッセージを発表した。

重度障害者「一時預かり」継続嘆願へ

～群馬県

群馬県は、在宅の重度障害者を一時的に預かり、マンツーマンで対応する「サービスステーション（サビステ）事業」を2021年度末で廃止することを検討している。別の介護サービスで代替できるとの考えだが、同事業は家族らが病気や急用で介護できない場合の「最後のとりで」。関係団体は事業継続を求める嘆願書を県に提出する方針だ。

サビステ事業は2000年度に県単独事業として開始。24時間体制で宿泊も含めた緊急利用ができるため、別の介護サービスでは利便性や質が低下するのではないかと、懸念する声が上がっている。一方、県障害政策課は、障害者総合支援法に基づく「生活介護」や「短期入所」などの事業とサービス内容が重複するとして、サビステ事業の見直しを決めた。今年7月以降、事業費を一部負担している市町村やサビステ運営事業者に、21年度末での廃止方針を説明している。

これを受け、県内のサビステ事業者でつくる団体が7～9月に利用者向けの緊急アンケートを実施。約500人に配布したところ、7割の355人から回答があり、うち349人が「今後も必要」と事業継続を訴えた。その理由として、生活介護や短期入所の事業がマンツーマンの介護ではないため、「手厚い支援をしてもらえなくなる」「1対1でないと（子どもが）落ち着かない」など、サービスの質の低下を懸念する声が相次いだ。

また、両事業とも予約制で定員が設定されているため、「緊急対応してもらえない」「定員に達すると見てもらえない」との不満もあった。ある事業者の代表は「障害者とその家族が安心して生活するには、サビステが必要だ」と話している。

要配慮者利用施設「避難計画」の作成率まとめる ～熊本県

熊本県は、水害の恐れがある「要配慮者利用施設」の管理者に義務付けられている避難計画について、県内市町村別の作成状況（8月末現在）をまとめた。対象施設が最多の熊本市が7割弱だったのに対し、3番目に多い天草市は1割に届かず、市町村間でばらつきが見られた。

県によると、対象は29市町村の計2,419施設。このうち甲佐町（40施設）や阿蘇市（34施設）など11市町村は作成率100%を達成した。合志市（21施設）とあさぎり町（3施設）はゼロだった。

1,268施設がある熊本市は、65.1%にあたる825施設が避難計画の作成を終えた。2番目に多い八代市（422施設）の作成率は70.4%（297施設）で、113施設の天草市は2.7%。

県地域振興局と熊本市の計11地域別でみた作成率は、低い方から天草4.3%、鹿本43.8%、7月豪雨で大きな被害が出た球磨45.1%の順だった。

要配慮者利用施設は、災害時に避難の手助けが必要な高齢者や障害者、子どもが利用する老人福祉施設や病院、学校、保育所など。2017年の水防法改正により、浸水想定区域内で市町村が指定した施設は、避難計画の作成と避難訓練が義務化された。

県は7月豪雨災害を受け、対象施設に計画作成を促すよう市町村に協力を要請している。県河川課は「来年の梅雨までに全施設で避難計画に基づいた訓練が実施できるよう、自治体としても支援する」としている。

福岡市は、災害時に手助けが必要な障害者や高齢者を対象に、本人から拒否されない限り、氏名や住所、生年月日などの情報を自治協議会など地域の自主防災組織に提供できる条例の検討に入った。現在提供できるのは郵送による意向調査で同意を得られた人の情報に限られ、提供率は51%にとどまるが、条例施行で最大76%に上昇する見込み。法律の専門家などには個人情報保護の観点から慎重意見もあるが、市は迅速な避難誘導や平時の見守りに役立つと判断した。

同様の条例は、九州の県庁所在地では宮崎市が制定済み。同市の情報提供率は今年3月時点で89.9%に達している。

東日本大震災を受けて2013年に改正された災害対策基本法により、災害弱者を事前に把握するための「避難行動要支援者名簿」の作成が、市町村に義務付けられた。

福岡市は17年度から名簿を作成。市によると今年6月1日時点の名簿登載者は3万5,843人で、うち地域への情報提供に同意しているのは51.8%の1万8,570人。非同意者は23.5%の8,410人、未回答は24.7%の8,863人にのぼる。

同市では、情報提供を受けた自主防災組織が、要支援者一人一人について避難時に手助けしてくれる人やルートを示した個別避難計画を作成している。ただ、19年度時点で計画を作成できたのは名簿登載者の4%でしかない。市はこうした状況を改善するため、未回答者ら意向確認ができない住民の情報も提供できるよう条例で制度化することにした。

一方で、名簿には住所や生年月日のほか、どの程度の介助が必要かなどの情報も載っており、他人に知られることを不安に思う要支援者も少なくないという。市は法律や防災の専門家をつくる市の懇話会で出された意見を踏まえ、情報提供を拒否できる仕組みも設ける方針だ。

市は12月にパブリックコメント（意見公募）を実施した上で、来年3月にも条例案を市議会に提案する予定。可決されれば、21年度から新制度に移行する。市の地域防災課長は「条例化は本当に支援が必要な人の『声なき声』をつかむのが狙い。個別避難計画の作成率向上につなげたい」と話している。

福祉避難所設置に不安「ニーズと収容能力把握できず」

～新聞社調査

災害時に高齢者や障害者らを受け入れる「福祉避難所」について、47都道府県・20政令市・23特別区の計90自治体のうち、約6割に当たる50自治体が「新型コロナウイルスの感染拡大」で受け入れが困難になっていると感じていることが、新聞社のアンケート調査で明らかになった。福祉避難所は、避難生活が長期におよび避難者数も多かった東日本大震災をきっかけに充実を求める声が上がったが、今年は高齢者施設で新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）が多発したこともあり、各自治体が不安を抱える実態がうかがえる。

2011年の東日本大震災では最大で約47万人が避難生活を送った。当時は福祉避難所が不足し、一般避難所などに滞在せざるを得なかった高齢者や障害者らが十分な支援を受けられず、体調を崩して死亡する災害関連死も起きた。12年の復興庁の報告書によると、岩手、宮城、福島3県の関連死のうち70歳以上が約9割を占め、避難所などでの生活の肉体的・精神的疲労が原因とされるケースが約3割あった。

新聞社は8月に90自治体にアンケートを送り、全自治体から回答を得た。その中で、コロナ禍での「要配慮者」の避難対応で難しいことを8つの選択肢（複数回答可）で尋ねたところ、

50 自治体が「高齢者施設、障害者施設の避難者の受け入れ」を選択。理由として「コロナ対策で入所者と家族の面会を制限している状況で、避難者は受け入れがたい」などといった回答があった。他に、最も多くの63自治体が「要配慮者の避難者から感染者が出た場合の対応」を選んだ。次いで「感染症対策に当たる職員の確保」が59自治体だった。

アンケートでは、各自治体で福祉避難所への受け入れを想定している人数と、実際に施設側が受け入れられる人数も尋ねた。その結果、福祉避難所を指定する政令市・特別区の計43自治体のうち両人数を回答できたのは2割に当たる9自治体のみ。多くの自治体がニーズと施設側の収容能力を十分に把握できていないことも判明した。

東日本大震災後に、福祉避難所として指定される施設数は増えたが、施設内での避難者用スペースや、看護・介護にあたるマンパワーは依然として不足している。その上、今回のコロナ禍で受け入れは難しくなっている。施設での受け入れが難しい以上、一般避難所に福祉避難所の機能を備え、人的な体制も整える方向で検討すべきだ。

障害の有無に関わらず受入れる「保育所」を ～京都市

医療的ケア児や重度心身障害児を受け入れる小規模保育事業所「こどもみらい園」が今春、京都市上京区で開設された。障害児の父親らが立ち上げたNPO法人が運営し、障害などの有無に関わらず一緒に同じ空間で時間を過ごす「インクルーシブ保育」に取り組んでいる。

きっかけは、市内の障害のある子らが通う施設の父親でつくる「おやじの会」だった。子育ての悩みを共有したり、子どもらの居場所が少ない社会の問題点を話し合ったりする中で、メンバーの1人が「保育所をつくりたい」と考えたという。

昨年8月にNPO法人「こども未来」を発足させて準備を進め、今年4月にオープンさせた。おやじの会のメンバーは会員になるなどして運営を支えている。

園では医療的ケア児のために看護師を配置して医務室を設け、小児科医や歯科医とも連携している。ケアに必要な医療機器が電源のトラブルで使用できない事態を防ぐため、多数のプレーカーを設置した。また、施設の広さでは本来なら最大19人まで受け入れられるが、定員を12人程度にして子どもらが動きやすいようにスペースを確保している。

現在は計9人の子どもが通い、医療的ケア児と重度心身障害児が1人ずついる。子どもたちは一緒に屋内での遊びや散歩などをして過ごしている。

重い障害のある息子の父親は「2、3歳の健常児が障害のある友だちの手助けをしようとしていたり、優しく接したりする姿を見ると、人は本能として支え合うという意識があると感じる」と話す。

今後は重度心身障害者らを対象とした放課後等デイサービスや訪問看護ステーションの事業を検討している。園長は「誰もが助け合い、共に生きることができる社会を目指す。親が気軽に相談できる場もつくりたい」と夢を描いている。

11月の行事予定

4日(水)	令和3年度予算要望ヒアリング	参議院会館
4日(水)	重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業 中間報告会	参議院会館
6日(金)	はげみ編集委員会	日本肢体不自由児協会
20日(金)	療育ハンドブック 46号発行	